

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	62 件
国民年金関係	28 件
厚生年金関係	34 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月及び同年 5 月

昭和 58 年に A 市役所で「サラリーマンの奥さんは国民年金保険料を納めなくてもよい。」と言われ、納付書に「納付不要」のはんこを押された。申立期間の保険料はその時に市役所で納めたように思う。保険料を納めなくてもよいと言われた後は納付書が送られてこなかったが、納付書が送られてきた期間については保険料を納めていた。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 58 年 6 月 2 日に任意加入被保険者の資格喪失の申出をしていることが確認でき、窓口で手続をしているにもかかわらず、そのときに現年度納付することのできる申立期間の国民年金保険料を納付しなかったと考えることは不自然である。

また、申立人は、申立期間前の国民年金保険料について未納が無く、2 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から46年1月まで

昭和45年7月に「A社」を辞めたので同年8月に国民健康保険に入るためB町役場に行ったところ、窓口で国民年金はどうするかと聞かれたので45年8月から46年1月までの6か月分の保険料3,000円を一括納付した。その際役場の職員が6枚の印紙を年金手帳に貼り検認印を押したのを覚えている。

その後、昭和45年11月にC社に就職した。納付した6か月分の保険料について3か月が未納で、残りの3か月分が還付されなかったことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年8月ころB町役場で国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒にし、同時に6か月分の国民年金保険料3,000円を一括納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は45年8月ころに払い出されていることが、前後の手帳記号番号払出状況により確認できる上、申立人が納付したとする金額は申立期間当時の国民年金保険料額と一致する。

また、D社会保険事務局E事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人と同一人と推認される「F」名義で同一番号の国民年金手帳記号番号が払い出されており、行政側の記録管理に不備が見られる。

さらに、申立人は、国民年金加入手続時に役場の職員が国民年金手帳に6枚の印紙を貼付するとともに検認印を押したと当時の保険料納付方法と符合する申述をしており、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち昭和45年11月から46年1月までについては、厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間でないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年12月まで
申立期間の国民年金保険料については、私がA市役所で納付していたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市役所で納付していたので未納となっていることに納得できないとしているところ、申立人は、申立期間のころの納付金額、納付場所、納付方法などを正確に記憶している。

また、申立期間は、国民年金手帳記号番号払出日(昭和45年3月31日)からすると納付可能であり、その前後の期間は納付済みとなっている上、申立人が12か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月及び同年5月

私は、妻の国民年金第3号被保険者への種別変更手続きをするために、平成7年6月ころA市役所（現在は、B市役所）へ行った。その際に、私の国民年金記録について確認したところ、2か月間の未納期間があると言われ、今なら納付できるとのことだったので、その場で2万円ぐらいを納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻の国民年金の種別変更手続きをするためにA市役所へ行き、納付をしていなかった申立人の2か月分の国民年金保険料をその場で納付したとしているところ、申立人が主張しているその妻の第3号被保険者資格取得手続日は、オンライン記録から、平成7年10月6日付けであることが確認でき、元年4月ころに国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人が、同日に自身の申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに保険料納付を行わなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として2万円ぐらいを納付したとしているところ、申立期間当時の保険料額におおむね一致しており、申立人が2か月間と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない上、申立人の妻は申立期間の保険料が納付済みである。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年3月まで

私は、平成7年9月に会社を退職し、A市役所B支所で国民年金の加入手続をした。後日、窓口で未納となっている学生時代の半年分の国民年金保険料6万円強を一括して納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年9月に会社を退職し、A市役所B支所で国民年金の加入手続をし、後日、窓口で未納となっている学生時代の半年分の国民年金保険料6万円強を一括して納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、6年3月ころに払い出されたと推認され、その払出時点からすると申立期間は現年度納付が可能な期間である上、6か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、国民年金と厚生年金保険との切替変更手続を数度にわたり適切に行っており、国民年金制度に対する理解度及び保険料の納付意識は高かったとみられる。

さらに、申立人が納付したとする保険料額6万円強は、申立期間の納付に必要な保険料額6万3,000円とほぼ一致しており、申立人の申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月及び同年6月

平成7年5月ころ、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をした。申立期間の保険料についても、直ちに同市役所の窓口で、夫婦二人分5万円弱を現金で納付した。同期間について、妻が納付済みとなっているのに自分の分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年5月ころにA市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をし、直ちに申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、5年6月ころであると推認され、その時点において、申立期間は保険料の現年度納付が可能な期間である上、申立人が納付したとする保険料額は、実際の保険料額とおおむね一致している。

また、一緒に納付したとする申立人の妻の申立期間は納付済みとなっている上、申立人が、2か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年9月までの期間、58年7月から59年3月までの期間及び同年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年9月まで
② 昭和58年7月から59年3月まで
③ 昭和59年7月から60年3月まで

申立期間①については、免除申請をした覚えはなく、昭和50年10月に国民年金に加入後は、通常どおり夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間②及び③については、最初の3か月分が納付済みで、その後の9か月が未納となっているが、夫の仕事は順調であり、そのような納付をするはずはない。

申立期間①は納付済期間が申請免除期間となっていることに、申立期間②及び③は国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、免除申請を行った記憶は無く、昭和50年10月ころ国民年金に加入後は、通常どおり夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたはずであるとしているところ、その夫の同期間は納付済みとなっていることから、申立人のみが当該期間について免除申請を行うことは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月ころ払い出されており、その時点からすると申立期間①は国民年金保険料の納付が可能である上、申立人の夫は、申立期間①直前の50年10月から51年9月までは納付済みとなっており、申立期間①について生計に変動があった事情はうかがえないことから、免除申請を行うような経済状況であつ

たとは考え難い。

- 2 申立期間②及び③について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月ころ払い出されており、その時点からすると申立期間②及び③は国民年金保険料の納付が可能であり、申立人が、それぞれ9か月と短期間である申立期間②及び③の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から47年8月まで

申立期間については、私の父親が家に集金に来ていた納税組合の集金人に家族皆の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が家に集金に来ていた納税組合の集金人に家族皆の国民年金保険料を納付していたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年8月から同年9月ころに払い出されており、その時点からすると申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、その父親及び母親の納付記録は36年4月からすべて納付済みとなっており、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、13か月間と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 6 月から同年 8 月までの付加年金保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人の昭和 49 年 9 月の付加年金保険料を含む国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から同年 9 月まで

昭和 49 年 6 月に再就職した会社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、申立期間の国民年金保険料を納めた。申立期間の保険料の領収書を持っているが、A年金事務所からは、その期間の保険料は還付されているとの回答を受けた。申立期間のうち、49 年 6 月から同年 8 月までについては、国民年金に未加入となっていることに、49 年 9 月については、厚生年金保険の被保険者期間であることは間違いないが、還付を受けたこととなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 6 月から同年 8 月までについて、申立人が 49 年 6 月に再就職した会社は、49 年 8 月まで厚生年金保険の適用事業所でなかったため、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は 49 年 4 月及び同年 5 月について付加年金保険料を含む国民年金保険料を納付しており、また、申立期間当時に申立人が再就職した会社は、49 年 9 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認でき、申立人が 49 年 6 月に国民年金被保険者資格を喪失する理由が見当たらないことから、49 年 6 月に被保険者資格を喪失させているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間に係る付加年金保険料を含む国民年金保険料

の領収証書を所持している上、申立人の年金手帳の被保険者資格喪失欄に昭和 49 年 9 月 1 日と記載されていることから、その申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 9 月について、B年金事務所によると、還付整理簿には申立人の還付記録が確認できない上、特殊台帳の還付記録には還付決定年月日が確認できないことから、還付記録に不自然さが見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 6 月から同年 8 月までの付加年金保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められ、49 年 9 月の付加年金保険料を含む国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで
平成 11 年 7 月から 20 年 10 月まで継続して株式会社Aに勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が 11 万 8,000 円と給与と比べて低い。資料として通帳のコピーを提出するので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録では、11万8,000円と記録されている。

しかしながら、申立人は、申立期間に減給はされていないと主張しており、株式会社Aの社会保険担当役員は、当該期間に保険料を控除されていたかについて確認できる資料は無いものの、申立期間に申立人の給与を半額にしておらず、支給した給与に見合う額で保険料を控除したと供述している。

また、オンライン記録に記載の標準報酬月額をみると、申立人が株式会社Aで被保険者資格を取得した平成 11 年 7 月から 12 年 9 月までの間は 24 万円であるのに対し、申立期間（12 年 10 月から 13 年 9 月まで）は 11 万 8,000 円と申立期間前と比べ明らかに低額である上、申立人の給与振込額が記載された銀行提出の取引明細票によると、標準報酬月額が 24 万円と記録されている 12 年 3 月から同年 9 月までの期間の振込額の平均額と申立期間の振込額の平均額は、いずれも標準報酬月額 24 万円に相当する

額となっている。

さらに、申立人同様に標準報酬月額が平成12年10月から半額以下に記録されている同僚提出の13年分給与所得の源泉徴収票（13年1月から同年9月までの期間）では、減額される前（12年3月から同年9月までの期間）の標準報酬月額に相当する保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は申立てに係る関連資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月21日から同年12月1日まで
私は、昭和49年4月1日から平成14年6月20日までの期間を継続して株式会社Aに勤務していたが、オンライン記録では申立期間の記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出を受けた辞令の写し及び従業員台帳、申立人から提出を受けた従業員台帳並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和50年12月1日に株式会社AのB工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB工場における昭和50年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の株式会社AのB工場における厚生年金保険被保険者資格喪失手続の誤りを認めていることから、事業主が昭和50年11月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人

に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係るA株式会社（後にB株式会社）の資格喪失日は、昭和28年11月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年6月20日まで
② 昭和28年3月1日から同年11月ころまで
③ 昭和32年2月1日から同年12月1日まで

申立期間①及び②については、B株式会社に昭和27年4月1日から勤務していたが、申立期間①及び②の期間の厚生年金保険被保険者記録が無く、納得できない。また、申立期間③については、C株式会社D部における被保険者記録が無い。私は、経験者として入社し初めから厚生年金保険料は控除されていた。すべての申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和27年6月20日、資格喪失日は28年3月1日となっているものの、当該名簿より先に作成された厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳。記号番号は、*）には、申立人のA株式会社の資格取得日は27年6月20日、資格喪失日は28年11月1日と記載されていることが確認できることから判断すると、申立人がA株式会社において、厚生年金保険被保険者の資格を同日に喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和28年2月の記録か

ら、4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、同僚の供述から、申立期間①当時、申立人がB株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B株式会社は既に解散しており、事業主は所在不明である上、ほかの同僚から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除などについて具体的な供述を得ることができなかった。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録（取得日は昭和32年9月4日、離職日は43年1月27日）及び同僚の供述から、申立期間③当時、申立人がC株式会社D部に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、複数の同僚は、記憶している入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致しない。

また、同社では、申立期間③当時の厚生年金保険関係の資料は見当たらないため、申立人の厚生年金保険料控除等については不明としている上、同僚からも申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B施設における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月22日から同年3月11日まで

A株式会社B施設に勤務していた昭和49年2月16日に本社のC部署への人事異動が決定して同年3月8日にD市へ引っ越し、同年3月11日から本社へ出社したのに、49年2月22日から同年3月11日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことを知った。

昭和48年8月から49年5月までの給与明細書を保管しており、申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除について確認できることから、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された給与明細書から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和49年3月11日にA株式会社B施設から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額から10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を48年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和48年1月から同年7月までは6万8,000円、同年8月から49年7月までは9万8,000円、同年8月から同年9月までは16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月21日から49年10月1日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A株式会社での厚生年金保険資格取得日が、昭和49年10月1日となっているが、47年11月4日に前の会社を退職し、すぐにA株式会社に採用され働き始めた。入社時に3か月の試用期間があると説明を受けたことは記憶している。48年1月21日に受け取った辞令を提出するので、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった人事記録から、申立人の入社年月日は昭和47年11月6日であり、グループ会社に転籍するまでの平成5年3月31日まで継続して勤務していたことが確認できる上、雇用保険及びB組合の記録からも、申立人は、昭和47年11月6日にそれぞれの被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、C基金の記録から、申立人の当該基金に係るみなし開始年月日は昭和48年1月21日であることが確認できる上、当該基金の担当者によれば、当該みなし開始年月日が、申立人の試用期間を経た後の本採用の日付であると思われるとの供述が得られた。

さらに、A株式会社において申立人と同じく中途採用であった同僚4人に係る厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同様に当該組合における資格取得日のおおむね3か月後となっていることが確認できる上、申立人が所持する同社が発した申立人に係る辞令の日付及び申立期間当時に申立人と同じ事業所においてDをしていた同僚3人の供述から判断すると、同社においては入社からおおむね3か月の試用期間を経て、厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社における申立期間当時の同僚の社会保険事務所（当時）の記録により、昭和48年1月から同年7月までは6万8,000円、同年8月から49年7月までは9万8,000円、同年8月から同年9月までは16万円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成17年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から同年5月1日まで
ねんきん特別便で、A株式会社に入社した平成17年4月1日から同年5月1日までの期間について、社会保険庁（当時）の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の「過去勤務実績表」及び「給与明細」並びに同社の事務担当者の供述により、申立人が平成17年4月1日から同社に勤務していることが認められる上、申立人の同年5月分の給与明細により、申立人は、申立期間である同年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細における保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続をしていなかったとして手続を行った

ので保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（62万円）であったと認められることから、申立期間のうち、平成12年10月から13年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人の申立期間のうち、平成13年10月から19年6月までの期間に係る標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。
なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から19年7月20日まで
ねんきん定期便によると、A株式会社勤務した期間のうち、申立期間において厚生年金保険の標準報酬月額が30万円になっている。在職中は降給されたことがなく、当時は75万円から80万円ぐらい支給されていた。実際に支払われた給与額と相違しているので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成12年10月から13年9月までの期間に係る標準報酬月額について、A株式会社における申立人に関するオンライン記録によると、当初、62万円と記録されていたものが、同年9月7日付けで12年10月1日にさかのぼって標準報酬月額に係る定時決定の記録を取り消し、30万円に引き下げられていることが確認できる。
また、事業主及び同僚4人のうち、3人の標準報酬月額の記録が、申立人と同様に平成13年9月7日付けで12年10月1日にさかのぼって標準報酬月額に係る定時決定の記録を取り消し、引き下げられている。

しかしながら、申立人が所持する預金通帳及びB市役所から提出された課税台帳により、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（30万円）に減額されておらず、申立人が主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる上、申立人と同じく標準報酬月額を30万円に引き下げられている同僚二人から提出された平成12年分給与所得の源泉徴収票及び平成13年度市民税県民税特別徴収税額決定通知書により、いずれも報酬月額がその標準報酬月額（30万円）に減額されておらず、それぞれ56万円又は59万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

また、当該預金通帳により当該期間において給与の遅配がたびたび行われていたと認められる上、同僚二人が、いずれも「申立期間において、給与の遅配がたびたび行われていた。」と供述している。

なお、商業登記簿において、申立人が取締役であったことが確認できるものの、上記同僚二人は、申立人が当該減額処理に関与したか否かについて、「申立人は、Cに従事しており、社会保険手続及び給与計算には関与できる立場にはなく、当該業務は事業主が行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成13年9月7日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものととは考え難く、社会保険事務所において申立人について12年10月にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の同年10月から13年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である62万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から19年6月までの期間に係る標準報酬月額について、上記訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（13年10月1日）において、30万円と記録されているところ、当該処理については上記訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間のうち、平成13年10月から19年6月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する源泉徴収票、給与明細一覧及びB市役所から提出された課税台帳により、当該期間において62万円の標準報酬月額に相当する額（報酬月額）が支給され、申立人が主張す

る標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、前記の回答があった同僚二人が、いずれも「社会保険事務及び給与計算は事業主が行っており、申立人は関与できる立場になかった。」と供述している。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られないため確認することができないが、申立人が所持する給与明細一覧等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成13年10月から19年6月までの期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細一覧等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 16 日まで

私は、株式会社A（現在は、株式会社B）に就職し、結婚のために昭和 45 年 4 月 15 日に退職した。社会保険庁（当時）の記録では、この被保険者期間は 47 年 7 月 4 日に脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失後約 2 年 3 か月経過した昭和 47 年 7 月 4 日に支給決定が行われたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿は旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 45 年 10 月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和36年3月6日に訂正し、申立期間における標準報酬月額に係る記録を同年3月から同年9月までを1万2,000円とし、同年10月から37年1月までを1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年3月6日から37年2月16日まで
昭和36年3月6日にC株式会社（現在は、D株式会社）に入社し、2週間の研修を経て、A株式会社に配属されたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、A株式会社における厚生年金保険の資格取得日は37年2月16日になっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びC株式会社が提出した人事記録により、申立人が昭和36年3月6日に同社に入社し、同年3月21日にA株式会社に配属されたことが確認できる。

また、C株式会社及びA株式会社が加入するE組合の健康保険加入証明書により、申立人が、入社日と同じ昭和36年3月6日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A株式会社において、申立人と同じ昭和37年2月16日に被保険者資格を取得した同僚の一人は、同社F営業所に36年6月2日に入社したと記憶しているが、当該同僚が提出した36年12月の給与明細書には、資格取得時の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されているこ

とが確認できる。

なお、同僚の一人は、C株式会社において、A株式会社及びG株式会社の給与計算を一括して行い、同じ給与明細書を使用していたと供述しているところ、上記の給与明細書には、C株式会社及びG株式会社の社名が印刷されており、その上に「A株式会社」のゴム印が押されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、同僚が所持する給与明細書における保険料控除額、C株式会社に昭和36年3月6日に申立人とともに入社した同僚の記録及び申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における37年2月の記録から、36年3月から同年9月までを1万2,000円とし、同年10月から37年1月までを1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後の報酬月額算定基礎届及び当該届出に基づく定時決定が記録されることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年3月から37年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を平成4年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年7月までは59万円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間②については、申立てに係る事業所における資格喪失日は平成7年10月5日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、平成7年8月及び同年9月における標準報酬月額は59万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から7年8月30日まで
② 平成7年8月31日から同年10月5日まで
株式会社Aにおける申立期間①に係る標準報酬月額が、実際の給料より低い標準報酬月額にさかのぼって訂正されている。また、同社については平成7年8月31日に資格喪失と記録されているが、申立期間②についても継続して勤務していた。申立期間について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から7年9月までは53万円（上限額）と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（7年8月31日）以降である同年10月5日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額が減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間①における標準報酬月額を9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した給与支給明細書記載の報酬月額は、訂正前の標準報酬月額 53 万円（上限額）と一致する。

さらに、商業登記簿謄本によれば、申立人は、株式会社 A の取締役であったことが確認できるが、複数の同僚によると、申立人は、B 業務に従事しており、社会保険事務には関与していなかったと供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

加えて、経理を担当していた従業員は、当時、社会保険料が納付できなかったため、役員の標準報酬月額を引き下げよう社会保険事務所（当時）から指示され訂正処理を行ったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人について、平成 4 年 10 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4 年 10 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 7 月までは 59 万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間②において、株式会社 A に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人の株式会社 A における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 7 年 8 月 31 日と記録され、当該喪失処理は、同日後の同年 10 月 5 日にさかのぼって行われていることが確認できる上、複数の同僚においても申立人と同日付けで同様の処理が行われていることが確認できるが、同年 8 月 31 日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 7 年 8 月 31 日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該資格喪失処理が行われた同年 10 月 5 日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該訂正処理前の標準報酬月額の記録から、59 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA院における資格喪失日に係る記録を平成16年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日から同年4月1日まで

平成14年4月1日から16年3月31日まで正規職員としてA院に勤務していたにもかかわらず、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たため、同年3月が被保険者期間となっていないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A院が提出した厚生年金保険被保険者資格喪失届、賃金台帳及び事業主の供述により、申立人は、当該事業所に平成16年3月31日まで正規職員として勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載の誤りを認めていることから、事業主が誤った日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る平成16年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を控除した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を88万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月28日

株式会社Aから平成19年4月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成19年4月28日に支給された賞与に係る給料台帳から、申立人は、88万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を55万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月28日

株式会社Aから平成19年4月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成19年4月28日に支給された賞与に係る給料台帳から、申立人は、55万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月28日

株式会社Aから平成19年4月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成19年4月28日に支給された賞与に係る給料台帳から、申立人は、52万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月28日

株式会社Aから平成19年4月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成19年4月28日に支給された賞与に係る給料台帳から、申立人は、45万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月28日

株式会社Aから平成19年4月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成19年4月28日に支給された賞与に係る給料台帳から、申立人は、21万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年4月28日

株式会社Aから平成19年4月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成19年4月28日に支給された賞与に係る給料台帳から、申立人は、21万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月28日

株式会社Aから平成19年4月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成19年4月28日に支給された賞与に係る給料台帳から、申立人は、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を94万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月28日

株式会社Aから平成19年4月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成19年4月28日に支給された賞与に係る給料台帳から、申立人は、94万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年4月28日

株式会社Aから平成19年4月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった平成19年4月28日に支給された賞与に係る給料台帳から、申立人は、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの期間、44年1月から46年3月までの期間、48年4月から49年3月までの期間及び52年4月から平成2年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年4月から41年3月まで
② 昭和44年1月から46年3月まで
③ 昭和48年4月から49年3月まで
④ 昭和52年4月から平成2年12月まで

結婚前は、母が家族全員の国民年金保険料を3か月ごとに納めていた。昭和46年に結婚後、しばらく保険料を納めていなかったら、A市役所のBさんという女性が集金に来てくれた。4、5年ほどしてBさんが退職したため、その後は取引先の銀行員が集金に回ってきたときに、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。納付書とともに保険料を預け、後日領収証を受け取った記憶がある。当時は納めていないものがあると銀行員から指摘され、確定申告の際に税理士からも確認されていたので、保険料を納付していなかったとは考えられない。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付はその母が行っていたと申し立てているが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとするその母親からは高齢のため事情を聞くことができないことから、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年7月に払い出されており、払出時点では申立期間①の一部は時効

により国民年金保険料を納付することができない上、申立期間①当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがわれない。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和 42 年 2 月に A 市へ転居しているが、申立人の国民年金被保険者台帳が A 市を管轄する C 社会保険事務所（当時）に移管されたのは 44 年 2 月であること、申立人の所持する年金手帳により申立期間直前の 43 年 12 月まで D 区において国民年金保険料が納付されていたことが確認できること、及び申立人は、申立期間②の保険料を自身で納付したことは無いとしていることから、被保険者台帳が C 社会保険事務所に移管された時期以降はその母が D 区において保険料を納付することができなくなったために未納となった可能性も否定できない。

- 2 申立期間③及び④について、申立人は、集金に来た市の職員にさかのぼった国民年金保険料及び現年度保険料を納付し、後に銀行員の集金により納付したとしているが、A 市によると、申立期間③及び④当時、市の職員による保険料の集金は行われておらず、保険料の納付組織では過年度保険料を取り扱っていなかったとしている上、申立人及びその妻は、市の集金人により保険料を納付した時期やさかのぼって納付したとする期間についての記憶が曖昧である。

また、申立期間④について、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は未納である上、165 か月と長期間であり、これだけの期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとも考え難い。

さらに、申立人の口頭意見陳述において、申立期間③及び④について国民年金保険料を納付していたことを具体的に裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年3月までの期間及び52年4月から平成2年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から51年3月まで
② 昭和52年4月から平成2年12月まで

昭和46年に結婚後、しばらく国民年金保険料を納めていなかったら、A市役所のBさんという女性が集金に来てくれた。4、5年ほどしてBさんが退職したため、その後は取引先の銀行員が集金に回ってきたときに、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。納付書とともに保険料を預け、後日領収証を受け取った記憶がある。当時は納めていないものがあると銀行員から指摘され、確定申告の際に税理士からも確認されていたので、保険料を納付していなかったとは考えられない。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金に来た市の職員にさかのぼった国民年金保険料及び現年度保険料を納付し、後に銀行員の集金により納付したとしているが、A市によると、申立期間当時、市の職員による保険料の集金は行われておらず、保険料の納付組織では過年度保険料を取り扱っていなかったとしている上、申立人及びその夫は、市の集金人により保険料を納付した時期やさかのぼって納付したとする期間についての記憶が曖昧である。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月に払い出されており、払出時点では申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立期間①当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがわれない。

さらに、申立期間②について、一緒に国民年金保険料を納付したとする

申立人の夫は未納である上、165 か月と長期間であり、これだけの期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとも考え難い。

加えて、申立人の口頭意見陳述において、申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを具体的に裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から45年3月まで

国民年金の加入は20歳になったらするべきと学生の時に教えられており、親からも勧められていたので、20歳になった昭和44年*月ころにA市役所で加入手続をし、年金手帳をもらった。国民年金保険料は市役所窓口へ毎月納めに行き、年金手帳の枠に判を押されたか印紙を貼ってもらい、保険料を納めた印を残された記憶がある。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市役所で納付し、年金手帳に判や印紙を残されたとしているが、A市では、申立期間当時は納付書による保険料収納を行っていたとしており、申立内容は当時の状況と異なる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年2月ころに払い出されており、払出時点では申立期間の国民年金保険料を過年度及び特例納付することができたが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしている上、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年6月まで

私は昭和53年7月ころにA区の国民年金特例納付の広報を見て区役所で加入手続をし、その時に納付可能な期間の保険料10万円以上をB銀行（現在は、C銀行）D支店で納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和53年の確定申告書控えの社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は、53年4月から同年12月までの現年度保険料と51年7月から53年3月までの過年度保険料との合計額と一致しており、申立期間の特例納付に必要な保険料額は含まれていない。

また、申立人は、納付した国民年金保険料額についての記憶はあるものの、加入手続や保険料を納付した時期を覚えていないなど、保険料納付等に関する記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、当初、昭和50年3月ころに国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を現年度納付したと主張していたことから、現年度納付の可能性についても調査したが、申立人の国民年金手帳記号番号は53年7月ころ払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この国民年金手帳記号番号では申立期間の保険料を現年度納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月から54年3月まで

私は、平成13年ころ、A市役所で国民年金保険料の納付記録を調べてもらったら納付済みと言われたが、平成18年に社会保険事務所（当時）から納付記録を取り寄せたら申立期間の記録が消えていた。申立期間の保険料は母が納付してくれたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入していた可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行ったが、申立人が加入手続を行った形跡はうかがわれず、申立人もA市内から移動していないため、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年6月20日以外に国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらず、当該時点で申立期間のうち、45年12月から52年3月までの保険料は時効により納付できない上、保険料を納付したとする申立人の母は、過年度納付により保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

また、A市では、国民年金保険料の納付について、昭和48年に印紙検認方式から納付書方式に変更になったとしているが、申立人の母は、印紙の記憶は無く、納付書は申立人に送達されなかったとしているなど、納付状況の記憶が曖昧^{あいまい}となっており、その母の保険料は、申立期間は納付済みであるものの、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている元夫の保険料は未納になっている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から49年3月まで

昭和46年9月に会社を辞めてすぐに「A社」に就職したが個人経営だったため自身でB市役所に行って国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒にした。保険料は市役所から送られてきた納付書で市内の銀行で毎月納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月ころB市役所において国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料は納付書により毎月市内の銀行で納付したと主張しているが、B市では申立期間当時は3か月ごとの納付であるとしている上、申立期間当時納付したとする保険料の金額は当時の保険料と異なっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月ころに払い出されていることが前後の記号番号払出状況から推認でき、国民年金被保険者資格取得日は同年11月1日であることが申立人の所持する年金手帳により確認できることから、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料は納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年6月までの期間及び4年12月から5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年6月まで
② 平成4年12月から5年2月まで

市役所から請求が来て、国民年金の加入手続を母がしてくれた。保険料納付も母がしており、25年納付しないと年金をもらえないと市役所の人が言っていたと母から聞いたことがある。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとしているが、その母は加入手続及び国民年金保険料納付に関する記憶が曖昧である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがわれな
いことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から同年9月まで
学生時代に、父親が私の国民年金の加入手続をしてくれた。当時、学生で無収入だったため、保険料も親が納付していた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生時代にその父が国民年金の加入手続をして、保険料を納付していたとしているが、その父は加入手続の時期及び納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間直後の平成6年10月から7年3月までの国民年金保険料が時効間際の8年11月27日に過年度納付されていることがオンライン記録により確認できるが、この時点では申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から54年3月まで

昭和46年*月に20歳になったので、当時居住していたA区役所で国民年金加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料は、同区役所から送付された納付書に現金を添えて、自分で納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年*月に国民年金加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料は、A区役所から送付された納付書に現金を添えて納付したと主張しているところ、同区役所では、同区が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、54年9月17日であるとしており、同払出日からすると、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、A区を管轄するB年金事務所では、同事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿について、申立期間を含む昭和45年1月から54年12月まで縦覧調査したが、申立人については、54年9月に払い出された国民年金手帳記号番号以外の番号は見当たらないとしており、日本年金機構C事務センターでも、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月から同年8月まで

平成9年2月に会社を辞めた後、自分で、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、以後、申立期間の保険料は、母が、母に係る保険料と一緒に、B銀行C支店を通じて納付していたと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料の納付書について、「国民年金の加入手続後、どこからかは不明だが、1年分の納付書がまとめて自宅に送付されてきたと思う。納付書には納付対象月が印字され、1期、2期等の記載もあった気もする。」としているところ、A市では、「申立期間当時、申立人が加入していた国民健康保険税については、年5期に分けて収納しているが、国民年金の保険料は、期別ではなく、各月別に収納していた。」としている。

なお、A市では、申立人について、平成9年6月4日に、国民健康保険の加入届出があったことが確認できるとしている。

また、申立人が、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、「納付書が届いていれば、申立人の申立期間の保険料をB銀行C支店で納付したと思うが、納付金額等については明確には分からない。」としており、B銀行C支店では、出入金記録の保管は10年のため、申立期間当時の納付記録は確認できないとしている。

さらに、申立人は、「平成9年2月に会社を辞めた後、A市役所で、国民年金の加入手続を行った。国民年金の加入手続の際には、現在所持して

いる年金手帳を提出した。」としているところ、A市では、申立人の国民年金の加入記録は見当たらないとし、また、同市では、国民年金の加入手続時に年金手帳の提出があれば、『国民年金の記録』欄に、被保険者となった日や種別を記載していたとしているが、申立人の年金手帳には、国民年金の被保険者資格を取得した記載が無く、ほかに申立人が国民年金の加入手続を行ったことがうかがえる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年7月の国民年金保険料については、全額申請免除されていたものと認めることはできない。

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月

私は申立期間当時、申請免除になっていないという書類が届いたので電話で社会保険事務所（当時）に確認したところ、自動的に免除になっていると言われた。その時の記憶があるにもかかわらず申立期間が免除記録になっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申請免除になっていないとの書類が届いたので社会保険事務所に電話をしたところ自動的に免除になっていると言われた記憶があるとしているが、国民年金保険料の全額免除の継続申請が実施されたのは平成17年度からである。

また、被保険者記録照会（免除）から、平成16年9月27日に申立期間の直後の同年8月から17年6月までの保険料の免除申請が行われていることが確認できることから、申立期間の保険料については、申請が遅れたために免除が認められなかったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から15年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年10月から15年5月まで
私は、平成15年5月ころA市役所で8か月分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年5月ころA市役所本庁窓口で14年10月から15年5月までの8か月分の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は国民年金の加入手続について、記憶は無いとしている上、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、前述の8か月分の国民年金保険料を預金から引き出して納付したと申し立てているが、申立人の預金通帳の出入金記録からは、申立期間当時に保険料相当額を引き出したことを確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、平成14年4月からは保険料収納事務が国に一元化され、電算による納付書作成や収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層進み、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月まで
私は、20 歳の誕生日から平成 3 年 4 月 1 日に社会人になるまでの*
か月間は学生であり、当時、A 市役所勤務の母親が A 市役所に免除申請
したと聞いている。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和 63 年 * 月に国民年金の加入手続を行い、同時に国民年金保険料の免除申請をしたと申し立てているが、申立期間当時、申立人は学生であったことから、国民年金の任意加入被保険者期間であり、制度上、国民年金保険料の申請免除の対象とはならない期間である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3380 (事案 2594 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から4年5月まで

私が大学生であったころ、A市役所から大学生も国民年金保険料を納付する義務があるとの通知があったので、母親が過年度の2年分を含め3年分の保険料として約30万円を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が平成6年6月ころに払い出されており、その時点からすると申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できないとして、既に当委員会の決定に基づく21年12月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等の提出は無いものの、委員会から通知のあった「委員会の判断の理由」に納得できないとして再調査の実施を主張しているため、委員会において再調査を実施したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年10月まで
昭和36年ころ、A区で国民年金に加入したが保険料は払っていなかった。結婚後37年11月にB市に転居した時は、市役所で国民年金の住所変更と国民健康保険の加入手続きを行い、国民年金保険料は市役所に3か月ごとに納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ころA区に住んでいた時に、A区役所で国民年金の加入手続きを行ったが、A区では保険料を納付してはおらず、37年11月にB市に転居してからB市役所で保険料を納付していたと申し立てているが、年金手帳や印紙検認に関する記憶は無く、納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年10月以降にB市で払い出されており、その払出時点からすると、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から48年6月まで

友人から国民年金に入っていた方がよいと聞いていたので、申立人の子供が1歳半を過ぎた昭和41年ころA区役所に行き国民年金の加入手続を行った。区役所の係の男性は納付したお金を無造作に手提げ金庫に入れ、その時に領収書を渡されたが、その領収書には年金の「ね」の字も書いておらず、年金のものかどうか分からないようなものだった。不安だったので係の男性に尋ねると、「国がやることだから、安心して。僕は使い込みなどしないから」と言われたことを覚えている。その後は、毎月団地近くの郵便局に行き、送られてきた納付書で納付しに行っていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、友人から国民年金に入っていた方がよいと聞いていたので、子供が1歳半を過ぎた昭和41年6月ころ、A区役所に行き国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書で毎月郵便局に行き保険料を納付していたと申し立てているが、申立期間当時の印紙検認や年金手帳に関する記憶は希薄であり、保険料は1か月450円から500円だったとする申立人の記憶は当時の保険料1か月100円とは相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年7月ころA区で払い出され、申立人は、同年7月2日に任意加入しているが、申立期間は、任意加入期間となるため制度上さかのぼって国民年金に加入できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から53年2月まで

私は、昭和48年7月に会社を退職した後、国民年金に切り替えた方がよいと友達から勧められ、結婚後の同年11月ころにA区役所B支所において国民年金の加入手続を行い、その後送付されてきた納付書を用いて、C郵便局で保険料を納付した。申立期間当時の保険料額は、毎月3,000円から4,000円であったと記憶しており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。また、名字の「D」は「E」と読み間違えることが多いことから、「F」でも調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和48年11月ころA区役所B支所において、国民年金の加入手続を行い、C郵便局において国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は53年5月15日に払い出されており、その時点からは申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間は任意加入期間であることから、さかのぼって保険料を納付することはできない。

また、「F」という氏名を含め、申立人に対する別の手帳記号番号の有無を調査をしたが、その形跡がうかがわれない。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳は、昭和49年11月以降に発行されたオレンジ色の表紙の手帳であり、申立人が主張している48年11月ころに加入手続をした時期には発行されていない。

加えて、申立人は、国民年金保険料を毎月3,000円から4,000円納付していたとしているが、申立期間当時の保険料額とは相違しており、申立人の主張している保険料額は、申立期間直後の納付済みとなっている昭和

53 年度の保険料額におおむね一致することから、申立人がこれと混同している可能性を否定できない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から4年3月まで
私が 20 歳になった時、父が国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の保険料についても、父がA金庫B支店で納付してくれたはずなので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時に申立人の父が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成4年5月ころに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち元年*月から2年3月までの期間は時効により納付できず、同年4月から4年3月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、申立人の父は、さかのぼって納付した記憶は無いと供述している。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月から50年12月まで
私の母親が、私が20歳になった際の国民年金加入手続と結婚するまでの国民年金保険料の納付とをしてくれていた。結婚後は妻が私の保険料を納付しており、夫婦二人分の保険料を、A銀行（現在は、B銀行）C支店で3か月ごとに納付書を用いて納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際の国民年金加入手続と結婚した昭和46年3月までの国民年金保険料の納付をその母親が行い、婚姻後については、その妻が保険料を納付していたと申述している。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は51年1月ころに払い出されており、その時点においては、申立期間のうち43年*月から48年9月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、48年10月から50年12月までの期間はさかのぼって保険料を納付することができる期間となるが、申立人及びその妻から申立期間の保険料をさかのぼって納付したなどの具体的な申述は得られなかった。

また、申立人の国民年金加入手続及び申立人が婚姻するまでの国民年金保険料の納付を行ったとするその母親は既に他界しており証言を得ることができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間のうち婚姻後の昭和46年4月からの保険料について、申立人の保険料と一緒に納付していたとするその妻の保険料も未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年12月まで

私は昭和46年3月に結婚し、申立期間の国民年金保険料については、夫の保険料と一緒に私が納付していた。婚姻時はA区に居住し、48年又は49年ころにB区に転居したが、保険料はC銀行（現在は、D銀行）E支店で3か月ごとに納付書を用いて納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその夫の分と一緒に3か月ごとに納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年3月ころに払い出されているところ、46年3月に会社を退職し婚姻した際に、国民年金への切替手続を行ったかどうかについて申立人の記憶は曖昧である上、当該期間はその夫の保険料も未納となっている。

また、申立人は、申立期間当時居住していたA区において、国民年金に係る住所変更手続を行ったかどうかについての記憶が曖昧であり、申立人が所持している国民年金手帳の住所変更欄には、A区の住所の記載が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が所持している昭和60年分の確定申告書控の社会保険料控除欄に「国民年金 94,860 円」と、申立期間の保険料を納付するために支払った金額の記載がある。当時、私は住宅を購入する際の融資を受けるに当たって、年金に加入しその保険料を納付していることが要件となっていた記憶があり、そのために申立期間は国民年金に加入し、保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持している昭和60年分の確定申告書控の社会保険料控除欄に記載されている「国民年金 94,860 円」が、申立期間の国民年金保険料を納付したものに当たると申述しているが、その金額は申立人の妻の59年4月から60年6月までの国民年金保険料収納記録の合計金額に一致しており、申立期間の保険料額の合計とは異なっていることから、当該記載については、申立人の妻の保険料を記載したものと推認される。

また、申立人は、申立人が所持している昭和59年分及び61年分の確定申告書の社会保険料控除欄には、国民年金に係る記載は無いとしている。

さらに、申立期間は未加入期間となっている上、申立人には平成4年6月ころに国民年金手帳記号番号が払い出されていると推定され、その時点では申立期間の保険料は時効により納付できず、申立人にはほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年11月までの期間及び40年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年11月まで
② 昭和40年4月から43年3月まで

申立期間①について、国民年金制度開始の昭和36年4月はA区B地に住んでいて、同区C地に転居した37年11月ころまでは夫婦二人分を集金で払っていたと思う。なお、C地に転居してから集金に来なくなった。その後、短期間で転居したので2年、3年は払ってなかったと思う。

申立期間②について、私が夫婦二人分を納付書と一緒に払っていたので、私の方だけ3年間も払ってないとは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A区B地で昭和36年4月から37年11月ころまで夫婦二人分を集金で払っていたとしているが、申立人は、国民年金への加入手続に係る記憶が無い上、「一緒に納付していたとする夫も未納となっているので、納付していないかもしれない。」と申述している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年4月ころに払い出されており、その時点では、申立期間①は時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、夫婦二人分を納付書で一緒に払っていたとしているが、その当時、D区では、納付書による現年度保険料の収納を行っておらず、また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、昭和40年4月から40年12月までは時効により納付できない期間であり、申立期間のうち、41年4月から43年3月まではさかのぼって納付する期間となるが、申立人はさかのぼって納付した覚えは無いと申述している。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和43年4月から60歳まで納付すれば、年金受給に必要な納付月数（300月）を満たすこととなることから、年金受給に必要な期間を満たすため、43年4月から保険料を納付していると考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人は、保険料を納付していた根拠の一つとして、その夫が納付済みとなっていることを挙げているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和42年7月ころに払い出されており、その時点から60歳まで納付しても、年金受給に必要な300月を満たすことができないため、年金受給権を満たすためにさかのぼって納付する必要があるところ、申立人の夫の国民年金被保険者名簿から、40年4月から43年3月までの期間をさかのぼって納付していることが確認でき、申立人の夫の事情は申立人の事情とは異なる。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年8月までの期間、同年11月から52年3月までの期間及び59年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年8月まで
② 昭和48年11月から52年3月まで
③ 昭和59年1月から61年3月まで

申立期間①及び②については、A市の実家に国民年金保険料の集金人が来ていて、母の保険料と一緒に私の保険料も母が納付してくれたはずである。申立期間③については、結婚後に居住したB市と転勤して居住したC市で国民年金保険料を私が納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、A市の実家で、その母が国民年金保険料を集金人に納付していた際、申立人の保険料も含めてその母が納付していたとしているが、申立人の国民年金への加入時期や納付開始時期など、申立期間当時についてのその母の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、実家に帰省した際に、その母から当時の集金のノートのようなものを見せられたが、父母の分だけで自分のものは無かったと申述している。

2 申立期間③について、申立人は、申立期間③直前の昭和59年1月31日

に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失しており、その記録は申立人保管の国民年金手帳及びB市保管の申立人の国民年金被保険者名簿により申立期間直前に資格喪失して未加入期間となっていることが確認でき、申立期間③は制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 10 月までの期間、52 年 3 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月から 53 年 5 月までの期間、同年 10 月から 55 年 10 月までの期間及び同年 11 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 52 年 3 月から同年 5 月まで
③ 昭和 52 年 7 月から 53 年 5 月まで
④ 昭和 53 年 10 月から 55 年 10 月まで
⑤ 昭和 55 年 11 月から同年 12 月まで

申立期間①については、A社を退職するときに、退職後就職しないのであれば国民年金に加入手続するよう会社から教えられたのでB区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間②、③、④及び⑤については、C市に居住しており、C市役所で国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が未加入期間又は未納期間となっており、保険料納付済期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社を退職するときに、退職後就職しないのであれば国民年金に加入手続するよう会社から教えられたのでB区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 3 月ころに払い出されており、その時点では申立期間①は時効により納付できない期間となる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②、③、④及び⑤について、申立人は、C市役所で国民年金保険料を納付しているはずであるとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年3月ころに払い出されており、その時点では、申立期間②、③及び申立期間④の一部の53年10月から同年12月までの期間は時効により納付できない期間であり、申立期間④の残りの54年1月から55年10月までの期間及び申立期間⑤はさかのぼって国民年金保険料を納付する期間となるが、申立人からさかのぼって納付したなどの具体的な申述はみられないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から49年12月まで
実家の父親が家に集金に来ていた納税組合の集金人に家族皆の保険料を納付していたはずである。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その父親が家に集金に来ていた納税組合の集金人に、申立人を含め家族皆の保険料を納付していたはずであるとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和50年1月ころであり、その時点では、申立期間の一部はさかのぼって納付する期間となるが、A市保管の申立人の国民年金被保険者名簿には、50年1月から同年3月までの保険料を50年3月20日に納付した旨の記載とともに加入月前の49年4月から同年12月までの欄に「拒否」と手書きの記載があり、この「拒否」とは、A市役所によれば、「国民年金の加入時にさかのぼって納付できる期間があったが、納付を拒否したことによる記載である。」としている上、保険料を納付していたその父親は既に他界しており証言が得られないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年11月まで
勤めていた会社を平成5年3月に退職後、年金の切替手続きを行い、納付書も届いたがそのままにしておいた。その後、母から年金は老後の頼りとの助言を受け、アルバイトを始めて納付書により国民年金保険料と延滞金を納付するようになった。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、勤めていた会社を退職後、年金の切替手続きを行い、その後、納付書により国民年金保険料と延滞金を納付したと主張しているが、申立期間当時、国民年金保険料に対して延滞金が課せられることはなく、納付金額や納付方法に関する申立人の申述が曖昧であることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれず、申立期間は未加入期間となっており、制度上保険料を納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から47年3月まで

私は、20歳になった昭和45年ころ、A区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金手帳の交付を受け、毎回、A区役所の窓口で国民年金保険料を納付した記憶がある。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ころA区役所で国民年金加入手続を行い、毎回、A区役所で納付したとしている。しかしながら、申立人は昭和47年度以降の国民年金保険料の領収証書をすべて保有しているところ、申立人が保有する最古の領収証書は、A区からB区へ転居した後の48年3月に、B区役所で47年度の保険料1年分を1度に納付したことを示すもので、A区役所で納付していたということをうかがわせるものではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和47年9月ころであり、その時点では、申立期間のうち45年*月から同年6月までの期間の保険料は時効により納付できず、同年7月から47年3月までの期間の保険料はさかのぼって納付することとなるが、申立人からさかのぼって納付したとする申述はみられない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成元年 1 月まで
申立期間の国民年金保険料は、私が 20 歳に達した時から母親が A 地区の自治会による集金により納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が 20 歳に達した時からその母親が A 地区の自治会による集金により納付したはずであると主張しているが、その母親は申立人に係る国民年金への加入手続及び申立期間の保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与していなかったことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録によれば、申立人の国民年金資格取得日は平成元年 2 月 10 日であることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月から 50 年 5 月ころまで
② 昭和 51 年 11 月から 53 年 9 月ころまで
③ 昭和 53 年 11 月から 55 年 8 月まで

申立期間①はA株式会社に、申立期間②はB株式会社に、申立期間③は有限会社Cに勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社において業務に従事していたことはいかがえる。

しかしながら、A株式会社は既に解散し、当時の事業主も死亡しており、申立内容について確認できない。また、複数の同僚が、申立期間当時は厚生年金保険には加入していなかったと供述しており、同僚から申立人の厚生年金保険料の控除等について具体的な供述を得ることもできない。

さらに、適用事業所名簿によると、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間途中の昭和 48 年 9 月 19 日である。

2 申立期間②について、事業主提出の書類（氏名、住所等を記載したもの）及び複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がB株式会社において業務に従事していたことはいかがえる。

しかしながら、事業主は、今まで、B株式会社が厚生年金保険の適用手続をしたことはなく、保険料の控除及び納付も行っていないと供述し

ており、複数の同僚も、同社は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料は控除されていなかったと思うと供述している。

また、適用事業所名簿にB株式会社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立期間当時の事業主の親族（当時の事業主は死亡）の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が有限会社Cに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、有限会社Cは既に解散し、当時の事業主の親族は、申立期間当時の厚生年金保険関係資料は無く、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除について不明としている上、申立期間当時の同僚が特定できず、同僚から申立人の厚生年金保険料の控除等について具体的な供述を得ることができない。

また、適用事業所名簿に有限会社Cが厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、申立期間当時に同社が契約していた税理士は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと供述している。

- 4 申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 18 日から 4 年 3 月 14 日まで
A校において勤務した平成 3 年 12 月から 4 年 3 月までの標準報酬月額が実際より減額された記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A校が発行した人事記録から、申立人が、平成 3 年 12 月 18 日付けで同校に採用され、4 年 3 月 13 日付けで辞職が承認されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係るオンラインの記録では、平成 3 年 12 月 18 日付けでA校において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、取得時の標準報酬月額が 14 万 2,000 円で記録されていたものが、4 年 2 月 24 日に資格取得時に係る報酬訂正処理が行われ、標準報酬月額が 8 万 6,000 円で記録されていることが確認できる。

しかしながら、A校の事業主は、「申立人を非常勤職員として採用し、当初常勤職員に準じた勤務内容で職務職能等級を算定したが、勤務実態が当該等級と異なっていたため、実態に即した等級に訂正したと思われる。」と供述しており、当該供述は同校から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得時標準報酬月額訂正届の控え及び標準報酬月額訂正時の算定資料の内容とも一致する。

さらに、A校から提出された前述の算定資料において、平成 4 年 3 月に当初の厚生年金保険料と報酬訂正後の保険料の差額調整を行っていることが認められる。

加えて、申立人が申立期間において、その主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 52 年 12 月 31 日まで

A地にあるB院でCとして勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いが、Dをしていた。私がEで、Fとアシスタントの3人で*人前後の入院患者がいたと記憶している。昭和50年か51年ころに同院の*周年か*周年記念の写真を撮って、その写真をもらった。写真の右下に撮影日が記してあったが、どこにいったのかわからなくなった。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げたG、事務担当者及び申立期間当時B院において勤務していたほかの複数のGの供述により、期間は特定できないものの、申立人は、昭和46年ころから5年程度は同院に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B院は、「当時の担当者が既に退職しており、同院で保管している『健康保険台帳控』（同院における健康保険の被保険者資格取得者を健康保険証の番号順に記載した台帳）にも、申立人の氏名が無いので、申立人に係る被保険者資格取得の届出及び給与からの保険料控除については不明である。」と回答している。

また、複数の同僚が申立人と同じ職種・同じ業務内容であったと供述しているHでCとして勤務していた同僚は、「昭和43年6月から30年間同院に勤務したが、勤務した30年のうち、最初の10年間は社会保険（厚生年金保険）に加入させてもらえず、後の20年間だけ社会保険に加入させてもらった。」と供述しており、当該同僚の同院における厚生年金保険被保険者資格取得日は、52年6月1日であることが確認できる。

さらに、複数のGが、B院における社会保険（厚生年金保険）への加入について、「自分も入社から6か月間の厚生年金保険の記録が無い。」
「入社してから4か月後に社会保険加入の手続をされた。」「自分は、家族がいたのでB院に要求して、社会保険に無理に加入した記憶がある。」等の供述をしていることから、同院では、勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていなかった実態がうかがえる。

なお、H勤務の前述の同僚は、昭和42年4月に国民年金に任意加入し、それ以後52年6月1日にB院で厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの全期間の国民年金保険料が納付済みとなっている記録が確認できるとともに、同院に勤務していた期間のうち46年6月から52年5月までの期間は、定額保険料に加えて、申出が必要な付加保険料も納付済みとなっている記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 21 日から 35 年 11 月 4 日まで
申立期間は、A 駅付近の B 社に勤めていたが、厚生年金保険の被保険者期間とされていない。年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 駅付近の B 社に勤務し、C に携わっていたと主張しているところ、A 駅付近の D 地において、E 社（有限会社 F が事業を承継）が、昭和 28 年 10 月 * 日に設立され、平成 14 年 6 月 * 日に清算終了とされたことが、商業登記簿謄本により確認できる。

また、事業を承継した有限会社 F の事業主及び申立期間当時の同僚は、同社はかつて G していたことがあると回答している上、当該同僚は「E 社という名称だったが B 社と呼んでいた。申立人が勤務していたことは覚えている。」と供述しており、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所の事業所別被保険者名簿によると、E 社は、昭和 38 年 3 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、同僚は申立期間当時について、「会社は厚生年金保険に加入していなかったと思う。給与からも厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨を供述している。

さらに、E 社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日に厚生年金保険の資格を取得している事業主を含む被保険者 8 人のいずれも、申立期間当時、同社又は同社の関連会社等で厚生年金保険の被保険者となった記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 52 年 11 月 5 日まで
社会保険庁（当時）から送られてきた年金加入記録を確認したところ、有限会社A（現在は、株式会社B）の期間に係る記録が無いことに気が付いた。私は申立期間当時はC姓で間違いなく同社に正規社員として勤務し、社会保険と雇用保険に加入していた。会社を退職した際にはすぐに国民年金に加入し、1日も間を空けないようにしている。よく調査して申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 6 月 1 日から 52 年 4 月 5 日まで雇用保険に係る被保険者総合照会により雇用保険に加入していたことが確認できることから、申立期間の一部の期間において、有限会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月 5 日以降については、申立人は、52 年 4 月 5 日に有限会社Aを離職後、同年 6 月 14 日から同年 11 月 29 日まで雇用保険の基本手当を受給している記録が雇用保険受給資格者証にて確認できることから、有限会社Aとの雇用関係は無かったものと思われる。

また、当該事業所は、「創業以来保管している社会保険事務所（当時）に提出した資格取得、喪失及び標準報酬月額に関する資料を確認したが、申立人の名前（D）は確認できない。」とし、厚生年金保険料の控除及び納付については「社会保険関係の資料から判断すると控除及び納付はしていないと思う。」と回答している。

さらに、有限会社Aが加入していた、E組合へ申立人の加入記録を照会

したところ、「申立期間当時の被保険者名簿（E組合保管）を確認したが、申立人（D）の加入履歴は無い。」としている。

加えて、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、事業主の妻は「申立人は、F職だった。てきぱきと仕事ができる方と記憶している。」と供述しているが、申立人の勤務期間等は「不明。」としていることから、申立人の昭和48年4月から49年6月1日までの期間における勤務実態及び申立期間の厚生年金保険の加入状況等を確認することができない上、申立人が同僚照会をしてもよいとする同僚一人については、オンライン記録では所在を確認することができず、ほかの同僚については、申立人からの要請により照会を行うことができない。

なお、有限会社Aに係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、健保証の番号は連番となっており欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 1 日から 57 年 1 月 1 日まで

A地にあるB株式会社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者としての記録が無いとのことである。同社には、Cとして、昭和 55 年 10 月ころから 57 年 5 月ころまで勤務していたが、同年 1 月からは事業主にお問い合わせして厚生年金保険料を控除しないようにしてもらった。しかし、申立期間は、正社員として厚生年金保険に加入していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B株式会社に正社員として入社し、申立期間は厚生年金保険に加入して、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しており、同僚照会した複数の同僚から、申立人は申立期間当時、同社に勤務していたとする供述があることから、申立人が同社に勤務していたことはいくつかある。

しかし、申立期間当時のB株式会社について、同僚照会して回答を得たうちの一人は、「社員の厚生年金保険の加入は本人の希望に任せていた。」と供述しており、社員であっても全員が社会保険に加入する取扱いとはなっていなかったことがうかがえるとともに、ほかの同僚は、「B株式会社には初めから日給月給の臨時社員がかなりいた。D部門には臨時社員が多かった。」と供述している。

また、雇用保険の記録においても、申立人が勤務した前後のほかの事業所の記録は確認できるものの、申立期間のB株式会社に係る記録は確認できない。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立

人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番は無い。

加えて、B株式会社は、申立人に係る人事記録、厚生年金保険の得喪届出書等の資料が無いため、申立人が厚生年金保険に加入していたか否は不明としている上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務を担当していた同事業主の妻も共に亡くなっており、申立人が事業主により給与から保険料を控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月1日から同年9月1日まで
② 昭和47年3月1日から同年12月1日まで

私は、申立期間①について、昭和27年8月1日に当時A市に本社のあったBをしていたC株式会社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は同年9月1日になっている。

申立期間②はD社に昭和47年3月1日から48年12月15日まで勤務したが、厚生年金保険の資格取得日は47年12月1日になっており、勤務当初からの9か月の被保険者記録が無いので、いずれも納得できない。調査の上、申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和27年8月及び同年9月の給与明細書を所持しているが、同年8月の給与明細書では保険料が控除されておらず、申立人の複数の同僚は、当月の厚生年金保険料は当月の給与から控除されていたと述べている。

また、C株式会社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和27年9月1日と記載されており、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿にも資格取得日が27年9月1日と記載されている。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿や申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得日も昭和27年9月1日と記載され、オンライン記録とも一致しており、事務手続上の不自然さはうかがえない。

2 申立期間②について、D社に係る法人登記簿に記載されているEは、

照会に対していずれも回答が無い又は所在不明により申立内容について確認することができないほか、当該事業所が新規適用になった際に被保険者となった事業主及び同僚も死亡又は所在不明により当時の保険料控除について聴取できない。

また、厚生年金保険適用事業所名簿（索引簿）によれば、申立人が勤務していたD社は、申立期間後の昭和47年12月1日に新規に適用事業所になっていることが確認できる。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、厚生年金保険の適用年月日が昭和47年12月1日と記載されている。

加えて、当該被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該事業所の当時の事業主をはじめとする被保険者で、申立期間②以前に同社に係る厚生年金保険の記録のある被保険者はいない。

また、申立人の申立期間②における当該事業所に係る雇用保険の記録が無く、申立人が申立期間②において事業主により給与から保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料が無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 17 年 4 月 1 日まで
雇用保険受給資格者証、未払賃金の立替払事業の確認通知書及びA株式会社で使用していた名刺により私が同社に勤務していたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が「申立人を雇用していた。」としていることから、申立人は、A株式会社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、事業主は資料を処分したため申立人に関する厚生年金保険の資格取得等の届出については不明とし、資金不足で申立人に給料を定期的に支払える状態でなかったことから、申立人の給料から厚生年金保険料を控除したか否かについては、「していない。」としている。

また、申立人は、申立期間を含む平成 13 年 1 月 16 日から 18 年 2 月 21 日までB市（現在は、C市）の国民健康保険の被保険者であることが確認できる上、14 年 12 月から 17 年 12 月まで4回にわたり国民年金保険料申請免除の記録が被保険者記録照会（納付Ⅱ）により確認できる。

さらに、申立人が労働基準監督署に申請したとする未払賃金の立替払事業の確認通知書等により、平成 16 年 3 月 1 日から同年 9 月 15 日までの期間について支払を受けたことが確認できるが、立替払の対象となる未払賃金は、税、社会保険料及びその他の控除金の控除前の額とされていることから、支払を受けた期間において厚生年金保険料が控除されていたことを

確認することはできない。

加えて、D社会保険事務所（当時）のA株式会社に係る平成15年度滞納処分票の事跡欄には、平成16年6月15日から申立人の名字が確認でき、滞納保険料について事業主とともに同社会保険事務所の担当者とやりとりがあった記載があることから、申立人は、自身が厚生年金保険に加入していなかったこと及び保険料控除等について承知していなかったとは考え難い。

なお、申立人には平成15年5月11日から17年2月28日まで雇用保険加入履歴が被保険者総合照会等から確認できるが、申立人が提出した雇用保険被保険者資格取得確認等通知書（被保険者通知用）の確認（受理）通知年月日（H170511）及び雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）の受理印（17. 5. 11）から、申立人のA株式会社での雇用保険の資格取得手続は、申立期間後に行われたものであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで
② 昭和 37 年 2 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、中学校卒業後定時制高校に通いながら、昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 30 日までA社に勤務していた。申立期間②については、昭和 37 年 2 月 1 日から 42 年 3 月 31 日までB組合にC担当として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間当時にA社に勤務していた複数の同僚は、申立人が勤務していたことについて「不明」と供述していることから、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことを確認できない。

また、申立人は、同社がD区に所在し自分の退職後にE区に移転したと申し立てているが、適用事業所名簿及び事業所の事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 28 年 4 月 1 日から 58 年 1 月 1 日までE区で厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、同社に勤務していた複数の同僚は、同社がD区に所在したことは無いと回答している。

さらに、申立期間①当時にA社に勤務していた同僚の一人は、「昭和 32 年 4 月から定時制高校に通っていたが、自分以外に通学している人はいなかった。」と回答している上、別の同僚は、「35 年 6 月採用の同僚（当時 20 歳）より若い人は勤務していなかった。」と回答しており、また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号には欠番が無い。

加えて、複数の同僚は申立人の申立期間①における厚生年金保険料の

控除について「不明」と供述していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立期間当時にB組合に勤務していた同僚は、「勤務期間は不明であるが申立人は勤務していた。申立人は自分の前任者で、申立人から1、2週間仕事の引継ぎを受けた。」と回答していることから、勤務期間は特定できないものの申立人が同組合に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所の事業所別被保険者名簿から、B組合は、昭和44年4月1日に厚生年金保険の任意適用事業所の認可を受けていることが確認できる。

また、申立人は、「当時の常勤従業員は、事務局長、組合費の集金担当者、C担当の自分を入れて3人だった。」と申し立てている上、申立人の後任のC担当従業員は、「申立期間②当時は常勤の従業員が二人であった。」と回答しており、B組合は申立期間②当時において強制適用の対象事業所ではないことが推認できる。

さらに、上述の同僚及び事業所の事業所別被保険者名簿に記載されたほかの同僚は、いずれもほかの事業所を退職した後から昭和44年3月31日までの厚生年金保険の加入記録が無く、B組合が厚生年金保険の適用事業所となった44年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、B組合の申立期間②当時の事業主及び役員等は既に死亡又は住所不明のため、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から27年3月まで
高校卒業後、昭和24年4月にA区に所在していたB社に入社し、27年3月に退職するまでの間、Cを担当していたが、その間の厚生年金保険の被保険者の記録が無い。
調査の上、この申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間当時、勤務していたとするB社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を記憶しておらず、記憶していた事業主名について、氏名検索を行ったところ137人が該当し、本人を特定することができず、申立人に係る申立期間当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間において勤務していた事業所について複数の名称の事業所を挙げたので、それらをすべて調査したが、申立人が勤務していた事業所を特定できなかった。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 30 日から 46 年 2 月 7 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録によると、昭和 44 年 9 月 30 日に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、B 自治体が管理する人事記録によると、「C 社」を退職した日は、46 年 2 月 6 日となっている。同社を退職するまで厚生年金保険に加入していたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を 46 年 2 月 7 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 自治体が管理する人事記録によると、申立人が、「C 社」（昭和 40 年 7 月 10 日に「A 社」として新規適用。45 年 1 月 1 日に「C 社」に名称変更。現在は、「D 社」。）を 46 年 2 月 6 日に退職したことが確認できる。

しかしながら、「C 社」が保管していた申立人に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の離職日が、被保険者資格を取得した昭和 44 年 8 月 12 日から約 1 か月後の同年 9 月 10 日と記載され、離職票不要欄に申立人の押印が確認でき、離職理由は自己都合の退職となっている。

また、当時の当該事業所の総務担当者は、「申立人は、私が面接して入所した。申立人の厚生年金保険の加入状況については、正確な記憶が無い。申立人が A 社に入社して厚生年金保険に 1 か月だけ加入して喪失しているというのであれば、なんらかの理由で、おそらく自分の意志で、厚生年金保険から脱退したことだと思う。」と供述している。

さらに、事業所の事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和 44 年 8 月 12 日に A 社で健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 30 日に同資格を喪失していることが確認できる。

加えて、「C社」からは、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得・喪失に係る資料及び保険料納付についての資料は無く、申立人の厚生年金保険加入期間については不明であるとの回答があった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
私は、社員手帳及び退職証明書のとおり、A株式会社（現在は、B株式会社）に昭和 13 年 12 月 1 日から継続して勤務し給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、17 年 10 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの厚生年金保険被保険者資格の記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している社員手帳及び退職証明書並びにB株式会社から提出のあった社会保険被保険者台帳により、申立人は、昭和 13 年 12 月 1 日にA株式会社に入社し、17 年 4 月 1 日にA株式会社を吸収合併したC株式会社において労働者年金保険の被保険者資格を同年 6 月 1 日に取得、C株式会社を吸収合併したD株式会社において労働者年金保険被保険者資格を同年 10 月 1 日に喪失したことが確認できる。

しかしながら、B株式会社へ照会したところ、申立期間当時の労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、保険料の控除、納付等については資料が全く保存されていないために不明であるとしているものの、B株式会社の現在の担当者は、C株式会社とD株式会社の合併時に、従業員をEとFに区分し、Fについては労働者年金保険被保険者の資格を取得させる一方、Eについては同資格を喪失させる取扱いを行い、この結果、Eに該当した申立人について、労働者年金保険被保険者資格を喪失させたと思うと供述している。

また、回答のあった元同僚 6 人のうち 3 人は、申立期間に係る自身の主な業務はG等におけるHであったと供述しており、これら 3 人の厚生年金

保険被保険者資格取得日が昭和 19 年 6 月 1 日であることが確認できる。残る 3 人のうち二人は、申立期間に係る自身の主な業務は I 営業所等における J であったと供述しており、これら二人の資格取得日は 18 年 4 月 1 日であることが確認できる。

なお、厚生年金保険法によると、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は、同法の実施準備期間とされており、当該期間は同法の被保険者期間とはならず、同法の適用は同年 10 月 1 日となる。

さらに、申立人は、自身の G における主な業務が K であったと供述している。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会すると、有限会社A（B区）に勤務していた期間のうち、昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 6 月 1 日までの記録が確認できないとの回答であった。
昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 10 月末まで勤務して、厚生年金保険の保険料を給与から控除されており、納得できないので調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、オンライン記録によれば、有限会社Aは、申立期間以後の昭和 48 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、被保険者資格取得者は7人が確認されるどころ、全員の被保険者資格取得日は同年 6 月 1 日であり、申立人及び事業主夫婦を除く4人のうち、3人（一人は他界）に照会し、回答した一人は、「私は、有限会社Aに 47 年 12 月 21 日に入社したのだが、社員が厚生年金保険に加入したのは、48 年 6 月 1 日からであり、入社日から同年 6 月 1 日までは、加入していない。」旨の供述をしている。

また、申立人の有限会社Aに係る雇用保険の被保険者記録は確認できず、商業登記簿謄本によれば、同社は平成 8 年 6 月 * 日に解散していることから、申立期間当時の事業主及びその妻で代表清算人であった二人に2回、照会文書を郵送したものの回答を得ることができず、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月23日から27年2月16日まで
船員手帳には、A株式会社の勤務期間（昭和25年12月23日から27年6月5日まで）が記載されており、25年12月23日からA株式会社に継続勤務していたにもかかわらず、申立期間の船員保険の記録が無い。当該期間も船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人提出の船員手帳の記録により、申立人がA株式会社に勤務していたことは確認できるものの、申立期間におけるA株式会社に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A株式会社は解散しており、事業主の連絡先が確認できない上、船員手帳記載の船長は既に他界しており、連絡先の分かった複数の同僚からは申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、船員手帳は、海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期す目的から、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認する方法として、船員法によりその受有を船員に義務付けているものであるが、船員手帳記載の雇入年月日及び雇止年月日は、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間において船員保険に加入していたことにはならない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月から同年 6 月まで
② 昭和 50 年 3 月から同年 8 月まで
③ 昭和 61 年 1 月から同年 6 月まで

申立期間①には有限会社A（現在は、B株式会社）、申立期間②には有限会社C、申立期間③にはD株式会社に勤務していたが、各申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。すべての申立期間において、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、有限会社Aの事業主は、申立期間当時の厚生年金保険関係資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険料控除等については不明としている上、複数の同僚からも申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

また、有限会社Aに係る事業所別被保険者名簿の申立期間①において、申立人の氏名は無く、健康保険の払出番号に欠番も無い。

なお、申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②については、同僚の供述により、申立期間当時、申立人が有限会社Cに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同僚の一人は、当時は従業員の出入りは激しく、申立人についても記憶に無い旨を供述している上、ほかの同僚の一人は、当

時は手取りが多いほうが良いと言って、厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入した人もいた旨を供述している。

また、有限会社Cは既に解散しており、事業主は他界している上、複数の同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除などについて具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、有限会社Cに係る事業所別被保険者名簿の申立期間②において、申立人の氏名は無く、健康保険の払出番号に欠番も無い。

なお、申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録（取得日は昭和 61 年 1 月 7 日、離職日は同年 6 月 23 日）から、申立人がD株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚は、申立人は記憶に無い旨を供述している上、その同僚の一人は、厚生年金保険に入りたいという希望者のみ加入したと思う旨を供述している。

また、元事業主は、申立期間③当時の厚生年金保険関係資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険料控除等については不明としている上、複数の同僚からも申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、D株式会社に係る事業所別被保険者原票の申立期間③において、申立人の氏名は無く、健康保険の払出番号に欠番も無い。

なお、E市（申立期間当時はF町）の記録によると、申立人に係る国民健康保険の被保険者記録が昭和 57 年 10 月 31 日から 62 年 2 月 1 日まで確認できる。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

総務省関東管区行政評価局長から平成22年3月3日付け関東相第66号「年金記録の訂正に関するあっせんについて（通知）」で申立人に通知した申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間に係る賞与が、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に支給されたことが確認されたことから、当該あっせんに基づく申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録の訂正を行うことはできないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無い場合、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賃金台帳から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、総務省関東管区行政評価局長から平成22年3月3日付け関東相第66号「年金記録の訂正に関するあっせんについて（通知）」で申立人に通知した総務大臣の年金記録に係る苦情あっせん（以下「平成22年3月3日付け通知のあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立期間については、申立人は事業主から提出された賃金台帳から平成19年8月1日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン

記録から申立人は同年7月23日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成22年3月3日付け通知のあっせんは、事実関係を誤認したものであり、申立人の申立期間に係る賞与が、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に支給されていることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録の訂正を行うことはできないものと認められる。

第1 委員会の結論

総務省関東管区行政評価局長から平成22年3月3日付け関東相第66号「年金記録の訂正に関するあっせんについて（通知）」で申立人に通知した申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間に係る賞与が、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に支給されたことが確認されたことから、当該あっせんに基づく申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録の訂正を行うことはできないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月1日

A株式会社から平成19年8月1日に夏期賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いとため、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賃金台帳から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、総務省関東管区行政評価局長から平成22年3月3日付け関東相第66号「年金記録の訂正に関するあっせんについて（通知）」で申立人に通知した総務大臣の年金記録に係る苦情あっせん（以下「平成22年3月3日付け通知のあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立期間については、申立人は事業主から提出された賃金台帳から平成19年8月1日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン

記録から申立人は同年7月21日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成22年3月3日付け通知のあっせんは、事実関係を誤認したものであり、申立人の申立期間に係る賞与が、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に支給されていることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録の訂正を行うことはできないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年5月1日まで
② 昭和21年5月1日から22年9月30日まで

社会保険庁（当時）の記録では、脱退手当金を請求したこととなっているが、請求した記憶も無いし、受給した記憶も無い。この記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を請求・受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金を支給されたことを表す「脱」支払年月日「23.1.8」の記載があり、厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和22年9月30日から約3か月後の23年1月8日に支給決定がされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月23日から35年4月20日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社の資格喪失日が昭和34年2月23日となっているが、35年4月にB社に入社するまでの1年もの間、仕事をしていなかったはずはないので何かの間違いであると思う。納得がいかないで厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における当該事業所での厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の相違を申し立てているところ、申立人と同じ昭和33年12月1日に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚9人のうち、回答のあった6人はいずれも申立人のことを記憶していない。

また、申立人は、「申立期間当時はA株式会社のC地の店舗に勤務していたが、店舗を運営していた事業所は、A株式会社とは別のD有限会社であったのではないか。」としているところ、当時の同僚は「C地に店舗があったことについては記憶がある。それが別会社であるかについては分からない。」と供述している上、D有限会社について事業所検索をしたところ、いずれもC地に事業所は無く、ほかの地域に所在する同名称の事業所も、申立期間後に社会保険に新規適用となっているほか、申立人の氏名は確認できない。

さらに、当時の事業主は連絡先が不明であることから、当時の社会保険の手續状況を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年10月15日まで
(株式会社A)
② 昭和29年11月1日から30年9月1日まで
③ 昭和30年9月17日から31年3月25日まで
(有限会社B)
④ 昭和31年10月25日から32年4月1日まで
(C株式会社)
⑤ 昭和32年4月1日から同年5月1日まで
(D株式会社)
⑥ 昭和32年5月1日から33年3月31日まで
(E株式会社)

社会保険庁(当時)の記録では、申立期間①から⑥までについて、勤務していた各会社の厚生年金保険の被保険者としての記録が無いが、私は当該期間途切れることなく働いており、厚生年金保険料を控除されていた。

第三者委員会で調査の上、当該全期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、F地に存在した株式会社Aに勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、当該事業所の事業主は、当時の人事記録及び社会保険料控除を確認できる関連資料は保存していないとしており、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることがで

きない。

また、申立期間①当時に当該事業所において被保険者記録のある同僚二人に照会したところ、当時の事業主の親戚である一人は「名前は聞いたことがあるような気がするが、はっきりとは記憶していない。仕事が危険な作業であり、健康保険の加入も必要であったことから、社員で採用すれば、健康保険といっしょに厚生年金保険にすぐに加入させていたと思う。また、請負で仕事をしている人も工場内にたくさんいた。」としており、もう一人（昭和25年から平成12年まで当該事業所での被保険者記録がある同僚）については、「相当昔のことなので、申立人がいたかどうか記憶に無い。当時社員は3人から5人くらいで、ほとんど請負の人が多かったと思う。」との供述が得られたものの、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号の欠番も無い。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、G地に存在した有限会社Bに勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、申立期間②については、適用事業所索引簿から、当該事業所は昭和30年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる上、厚生年金保険記号番号払出簿から、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証と同一の厚生年金保険記号番号が、適用事業所に該当した日と同日である30年9月1日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の事業主及び申立人を含む複数の同僚と写した写真2枚を所持しているところ、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿からは、そのうちの同僚4人が申立人と同じである昭和30年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間③について、有限会社Bの事業主に照会したところ、「申立期間当時の事業主は既に他界しており、申立人の勤務実態等については不明であるが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（以下「通知書」という。）の写しが保管されていた。ただし、厚生年金保険被保険者資格の喪失については、資料が保存されていない。」との回答があり、通知書を確認したものの、申立人の申立期間③についての勤務実態、保険料控除について確認することができなかった。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の当該事業所における厚生年金保

険資格喪失日はオンライン記録と同じである昭和 30 年 9 月 17 日と記されていることが確認できる上、申立期間③について厚生年金保険被保険者名簿から申立人の氏名は確認できない。

- 3 申立期間④について、申立人は、H地に存在したC株式会社には、昭和 32 年 4 月 1 日まで勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、I 法務局 J 出張所の登記簿謄本から、当該事業所は 62 年 3 月 * 日に株主総会の決議により解散していることが確認でき、当時の事業主（明治 41 年 * 月 * 日生まれ）は基礎年金番号未統合につき住所が判明しないことから、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立期間④当時に当該事業所において被保険者記録のある同僚 4 人に照会したところ、いずれも申立人については記憶していないとしていることから、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る供述を得ることができなかった。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の当該事業所における厚生年金保険資格喪失日はオンライン記録と同じである昭和 31 年 10 月 25 日と記されていることが確認できる。

- 4 申立期間⑤について、申立人は、K地に存在したD株式会社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、事業所の事業所別被保険者名簿から、当該事業所は昭和 32 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、当時の人事記録及び社会保険料控除を確認できる関連資料は保存していないとしており、申立人の申立期間⑤に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

なお、当該事業所が適用事業所となった日以降において被保険者記録のある同僚二人に照会したが、回答は得られなかった。

- 5 申立期間⑥について、申立人は、L地に存在したE株式会社（登記簿謄本によれば、M地である。）に勤務し厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所は昭和 28 年 12 月 1 日に適用事業所に該当し、30 年 2 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、事業所の事業所別被保険者名簿及び I 法務局 N 出張所の閉鎖役

員膳本から、E株式会社と同じ事業主名で同じくO地においてP株式会社が存在していることが確認できるところ、当該P株式会社は昭和37年4月に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認でき、当該事業所において被保険者記録のある同僚一人は、「申立人の名前は聞いたような気がするが、はっきりとした記憶が無い。私は30年から57年まで継続してE株式会社に勤務し、役員もしていたが、30年から37年までの間、厚生年金保険被保険者としての記録が無い。私の叔父も当該事業所で役員をしており、もう亡くなってしまったので詳細は分からないが、やはり抜けている期間があったと聞いたことがある。」旨を供述している。

なお、当該同僚及び事業主も、同事業所において、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所の事業主は人事記録及び社会保険料控除を確認できる関連資料は保存していないとしており、申立人の申立期間⑥に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

- 6 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 1 日から 8 年 2 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、株式会社 A に勤務していた期間のうち、平成 7 年 5 月 1 日から 8 年 2 月 1 日に退職するまでの 9 か月間の標準報酬月額が、給与の額に見合っていない。
給与明細表は無いが、雇用保険の銀行振り込みの記録があり給与の額が分かると思うので、調査の上、実際の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険の求職者給付の銀行振り込みの記録から、申立人が株式会社 A において、平成 7 年 8 月及び同年 9 月については月額 44 万円、同年 10 月から 8 年 1 月までの間については月額 34 万円の給与であったことはうかがえる。

しかしながら、事業主関係者は、「会社の業績が悪化したため、社会保険料の納付が困難となり、社会保険事務所（当時）に相談し、平成 7 年 5 月から申立人の給与については従来どおり（44 万円）支払い、保険料については、10 万円少ない 34 万円の標準報酬月額として納付した。また、同年 10 月からは給与を 34 万円としてその標準報酬月額に基づく保険料を納付した。」と述べているところ、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。

また、別の事業主関係者も「当時は経営状態が悪く、自分の記録も標準報酬月額が低くなっている時がある。」と述べているとともに、社会保険事務所の記録では、事業主及び事業主関係者の一人については、平成 7 年 6 月に申立期間の前年の 6 年 8 月にさかのぼって標準報酬月額を当時の最

低等級に変更していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 1 日から 37 年 12 月 1 日まで
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 7 月 8 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 29 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 37 年 11 月 30 日まで A 株式会社（B 本社及び C 工場）で勤務していたにもかかわらず、35 年 12 月 1 日から 37 年 12 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間①について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、昭和 37 年 12 月 1 日から 39 年 12 月 1 日まで D 株式会社で勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が 38 年 7 月 8 日から 39 年 2 月 29 日までしかなく、37 年 12 月 1 日から 38 年 7 月 8 日までの期間及び 39 年 2 月 29 日から同年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間②及び③について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、A 株式会社で勤務していたとしているが、当時の事業主は既に死亡している上、同社の所在地を管轄する法務局に登記簿の保管も無く、ほかの役員の所在も不明であることから、申立人の当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、オンライン記録から連絡先が判明した A 株式会社及び A 株式会社 C 工場の当時の同僚に、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認をしたところ、同僚数人は申立人のことを覚えていたものの、申立人の勤務時期等について具体的な供述は無かった。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、オンライン記録によると、申立期間①のうち昭和 37 年 7 月から同年 11 月までにおける国民年金保険料については、納付済みとなっている記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間②及び③について、D株式会社勤務していたとしているが、事業主は申立てに係る照会について、当時の資料が無く不明と回答しているため、当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、オンライン記録から連絡先が判明した当時の同僚に、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認をしたところ、同僚一人は申立人のことを覚えていたものの、申立人の勤務時期等について具体的な供述は無かった。

さらに、同僚一人は、「学校卒業後の昭和 33 年 3 月から同事業所に勤務していたものの、厚生年金保険被保険者資格を取得したのは同年 11 月からであり、見習い期間等があった。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、オンライン記録によると、申立期間②及び③における国民年金保険料については、納付済みとなっている記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年2月7日まで
② 昭和30年3月1日から31年12月5日まで

申立期間、私はA社とB株式会社に勤務していたが、年金の被保険者照会によると、勤務していた期間のうち、A社勤務時代の一部期間、B株式会社勤務時代のすべての期間において厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間の年金記録を調査し、回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時のA社の事業主は既に死亡しており、その後、同社を継いだC氏及びD氏に申立人に係る申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険の資格取得について照会したものの、当時の従業員の記憶が無く、資料が保管されていないため、確認できない旨の回答であった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和27年2月8日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年3月16日に資格を喪失したことが確認できる。

さらに、申立期間①に勤務していた複数の同僚に照会したものの、いずれの者からも申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の資格取得に関する具体的な供述は得られなかった。

2 申立期間②について、申立人は、B株式会社での業務内容について詳細に記憶しており、同僚二人も申立人の氏名を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B株式会社は、「昔は社会保険の加入を拒む者もいたので、全員を加入させていたわけではないと思う。」と回答していることから、当時、同社では、社員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

また、現在の事業主は、当時の書類を保管しておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

- 3 すべての申立期間について、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。
- 4 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 5 日から 36 年 8 月 1 日まで
年金事務所で確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、昭和 34 年 5 月から 36 年 7 月までの厚生年金保険の被保険者記録が無かったが、当該期間も同社に勤務していた。39 年 4 月に勤続満 5 年を表彰された感謝状もあるので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 39 年 4 月 8 日付けの感謝状には、申立人の株式会社Aにおける勤続年数が満 5 年と記載されていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、適用事業所名簿、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、同社は昭和 36 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人同様に、昭和 34 年から株式会社Aに勤務していたとする同僚も、36 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、事業主は、申立人の勤務状況や申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたかについては、当時の事情を知る者がおらず、資料も保管していないため不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月16日から47年9月20日まで
平成19年3月ころ、社会保険事務所（当時）において、私の年金記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録は脱退手当金を受け取ったことになっていた。脱退手当金を請求及び受給した記憶も無く、当該記録に納得がいかないため今回申立てをした。
第三者委員会で調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額も適正であり、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和48年5月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 26 日から 58 年 8 月ころまで
私は、昭和 48 年 11 月 1 日に株式会社Aに入社し、58 年 8 月ころまで正社員でBへ勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について継続して株式会社Aに勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の上司、同僚等7人に照会したところ、元人事部長であった者は、「夫が社会保険に加入しているので、厚生年金保険には加入したくないとのことだと思ふ。既婚者でごくまれに、配偶者が社会保険に加入しているので、雇用保険だけ加入したいと申し出る人がいたが、それはできないということで社会保険に加入させない人がいた。」と回答している。また、役員 of 二人は、「営業担当であったため、申立人のことは全く不明である。」としており、上記以外のうちの3人は、「正社員は厚生年金保険に加入させていたと思うが、申立人の勤務期間等は不明である。」と供述しており、ほかの一人も「申立人は、勤務はしていたが、保険料の控除については不明である。」としている上、元事業主からは供述が得られず、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 28 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 41 年 11 月 3 日から 42 年 4 月 27 日まで A 株式会社 B 工場に、同年 4 月 28 日から 47 年 7 月 31 日まで同社 C 本社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 株式会社 B 工場から同社 C 本社に転勤したとしている。

しかし、当時を記憶している複数の同僚からは、申立人が申立期間当時、A 株式会社 C 本社に勤務していたとする供述を得ることができず、申立人の申立期間における勤務を確認することはできない。

また、申立人が A 株式会社 に勤務していたことを記憶している申立期間当時の同社 C 本社の総務担当者は、「代表取締役の子息である申立人に対しては、C 本社に初出勤した日をもって、厚生年金保険及び失業保険（当時）の被保険者資格の取得手続を行った。」と供述しており、申立人の同社 C 本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録においても、厚生年金保険の資格取得日は、失業保険の資格取得日と同一日の昭和 42 年 12 月 1 日となっている。

さらに、A 株式会社においては、申立人を除く 7 人の転勤者の厚生年金保険被保険者記録を転勤前及び転勤後における健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認すると、昭和 40 年 9 月に転勤した当時のことは覚えていないとする者を除く 6 人は、転勤前の資格喪失日と転勤後の資格取得日は同一日となっている。

加えて、A株式会社にはほかにも一つの工場が存在し、各々を別個の適用事業所として各事業所を管轄する社会保険事務所（当時）に届出をしていたが、3事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人に係る申立期間の記録は無く、同社B工場での厚生年金保険被保険者資格喪失日及び同社C本社での資格取得日は、オンライン記録と一致している。

また、A株式会社は既に解散しており、取締役である申立人も当時の資料は存在しないとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月1日から同年5月1日まで

私は、昭和16年4月7日にA株式会社（又はB株式会社C工場）に入社しDとして働き、23年1月20日にE株式会社に転職するまで継続して勤務した。ねんきん特別便で昭和20年1月1日から同年5月1日までの期間の記録が無いことが分かった。申立期間は継続して勤務して厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した写真により、当時の寮の同部屋で住んでいた同僚3人の厚生年金保険の記録が申立期間において確認できたことから、期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人は、A株式会社に勤務していたことが推認できる。

一方、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当時の同僚の記録は大半の者が基礎年金番号に統合されておらず、又は死亡しており、同僚照会できた者は4人であり、そのうち二人から回答があったが、申立人の申立期間の勤務及び厚生年金保険料の控除については不明としている。また、申立人が名前を挙げた同僚7人のうち、6人は死亡等により回答が得られず、回答が得られた者は一人であり、この同僚も、「申立人は、当該事業所に自分が入社した昭和21年8月ころ以降は勤務していたが、申立期間に勤務していたかは不明である。」と供述している。

さらに、B株式会社C工場の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録によると、健康保険番号*で資格取得日が昭和19年6月1日、資格喪失日が20年1月1日となっており、再度、健康保険番号

*で資格取得日が同年5月1日、資格喪失日が23年1月20日と記録されており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

加えて、B株式会社C工場は既に閉鎖している上、事業主も既に死亡しており、申立人の被保険者資格の取得喪失、保険料の控除及び納付について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等も無く、その他の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 4 日から 37 年 9 月 26 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 2 月 16 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 24 日から 47 年 9 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の事業所に勤務していた期間の脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。申立期間③の事業所を退職後は友人と住んでいたA地のアパートからB市（現在は、C市）の新居に引っ越し、会社には引っ越し先を知らせていなかったため通知があっても受け取れなかったはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間③の事業所であるD株式会社を昭和 47 年 8 月 31 日に退職する際に、事務員から「厚生年金を辞めるか」と聞かれ、今後勤めることは無いと思い「いらない。」といった覚えがあるとしており、E基金の「老齢厚生年金脱退一時金支給リスト」記録照会内容では、同年 9 月 1 日受付、同年 10 月 25 日 1 万 9,199 円支給と記録があることから、同時期に厚生年金保険脱退手当金と厚生年金基金特例脱退一時金を請求したと推認できる。

また、申立期間③の厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和 47 年 12 月 21 日に申立期間①及び②の記号番号に重複取消処理が行われたことが、記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年 12 月 22 日に支給されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたと考えるのが自然である上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の 47 年 12 月 22 日に支給決定され

ているなど一連の事務処理に不自然さはないと認め、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、会社に届けていたA地のアパートからB市の新居に引っ越し、通知は受け取れなかったとしているが、そのことを確認できる供述や資料は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月26日から31年4月1日まで
② 昭和55年12月22日から56年4月13日まで

厚生年金保険の加入記録でA株式会社とB社の資格取得日が違っている。両法人とも、その前から勤務していたので調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述により、申立人が申立期間①にA株式会社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると当該事業所は昭和 31 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において上記新規適用時に被保険者記録がある者のうち、連絡先が確認でき、回答が得られた同僚は、申立人が申立期間①当時に勤務していたとしているが、保険料控除等について供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②のB社は、申立人が在籍していたか資料が保存されていないことから不明としており、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことが確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間②に被保険者記録がある者のうち、連絡先が確認できた同僚 5

人に照会し3人から回答を得られたが、申立人の申立期間②当時の勤務状況等について確認することができなかった。

さらに、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 3677 (事案 2217 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月ころから 46 年 4 月ころまで
前回申し立てた A 株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録については確認ができないとのことであったが、在職中の給料日に出勤すると、社長が所在不明となったため、事務員から給料が出ないと言われ途方に暮れたことを新たに思い出した。

再度調査をし、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たに再申立書に記載されている、社長が所在不明になったことにより給料が支給されなかったことについては、申立期間当時の同僚の一人が同様の供述をしている。

しかしながら、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、前回の申立ての際に照会をした同僚を除く 15 人に同僚照会し、10 人から回答があるものの、申立人を記憶している者はいない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、申立期間当時、連番で欠番は無く、申立人の記録は無い。

さらに、当該事業所は既に解散しており、元事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができ

ない。

加えて、申立人の厚生年金保険料控除がうかがえるような新たな資料や供述は得られなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 13 年ころから 23 年ころまで

私は、昭和 13 年ころから 23 年ころまで、A株式会社B駅の2階にあったCに勤務していた。当時の同僚はたくさんいたが、2、3人の名前をあげるとD氏、E氏、F氏がいた。大変古いことで当時の給料の支払日や金額も忘れたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚一人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、A株式会社に勤務していたことがうかがわれるが、申立人が記憶していた同僚以外の同僚は、いずれも「申立人を知らない」と供述している。

また、A株式会社の事業主は「資料が無く、申立人が勤務していたかどうか不明」と供述しており、申立人の勤務状況について確認することができなかった。

さらに、申立人及び申立人が記憶していた同僚3人については、オンライン記録及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、いずれもその氏名を確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

なお、女子に対する厚生年金保険の適用開始は昭和 19 年 10 月からであることから、申立人の申立期間のうち 13 年から 19 年 9 月までの期間は厚生年金保険に加入できない期間である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 2 月から 31 年 6 月まで

私は、A 株式会社（現在は、株式会社 B）C 営業所に昭和 27 年 2 月から 31 年 6 月まで勤務（28 年 4 月からは同営業所 D 出張所に勤務）していたが、申立期間について厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において A 株式会社 C 営業所及び同営業所 D 出張所に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、事業主は申立期間当時試用期間があった者もあり、当該期間であれば厚生年金保険には加入させず保険料も控除していないと供述している上、複数の同僚も同様な供述をしていることから、申立期間当時 A 株式会社の厚生年金保険の加入に関し、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A 株式会社が入社する E 組合は申立人の加入記録は確認できないと供述している。

さらに、事業主は当時の厚生年金保険の関係資料が保管されていないため、申立人の資格取得等に関する届出及び厚生年金保険料の控除について不明と供述している上、A 株式会社 C 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 25 日から同年 9 月 25 日まで
昭和 25 年 10 月 1 日から 26 年 9 月 25 日まで A 株式会社 B 支店からの社命により、C 市において行われた D 工事に E 担当として赴任した。しかし、厚生年金保険の記録によると、この期間のうち、25 年 10 月 1 日から 26 年 4 月 25 日まで株式会社 F の G 事業所名義で被保険者期間が記録されているが、同年 4 月 25 日から同年 9 月 25 日までの記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述内容及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は、A 株式会社 が施工した、C 市における D 工事に従事していたこととはうかがえる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人は、昭和 25 年 10 月 1 日から 26 年 4 月 25 日まで株式会社 F の G 事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の記録が確認できる上、当該事業所の新規適用日が 25 年 10 月 1 日、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日が 26 年 4 月 25 日であることが確認できる。

また、同名簿に記録されている同僚全 4 人のうち 3 人について、それぞれ厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、直前の適用事業所が A 株式会社及びその関連会社であることが確認できる。

さらに、株式会社 F は、申立人は、同社に在籍した形跡は無いと回答しており、同社が提出した昭和 26 年度 H 支店社員配置通知書において、申

立人及び同僚4人の氏名が記録されていないことが確認できる。

なお、事業所名簿検索により、I市及びC市においてA株式会社及びJ株式会社の厚生年金保険への加入を確認することはできなかった。

一方、同僚の一人は、当該工事はA株式会社により昭和25年6月10日から同年10月末日まで行われたが、給与の支払はまともに行われず、保険料の控除については不明と供述している上、当該事業所において社会保険事務を担当したとする同僚は、申立人は、工事の終了まで在籍したと供述しているが、工事期間について記憶しておらず、申立期間に係る保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

また、株式会社Fは、当該工事は昭和25年9月1日から26年4月30日までの期間に行われたが、当時の資料は残っておらず、当時の状況及び厚生年金保険の取扱いに関しては不明と回答している上、A株式会社は既に解散しており、事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得及び喪失の届出並びに保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。